

# 半導体製造装置 法規制マップ

&lt;影響度&gt;

○: ほとんどの会員企業に影響あり  
 △: 一部の会員企業に影響あり  
 ×: ほぼ影響なし

&lt;緊急性&gt;

○: 施行済み  
 △: 1~2年以内  
 ×: 3年以上

免責事項 法規制マップの内容は、随時更新されます。ただし全ての情報を随時適切に更新することを確約するものではありません。  
 対応については、法律の原文をご確認の上、各社でご判断ください。

No	地域	法律	目的/要求事項	特記事項	影響度	緊急性	担当委員会
1	All	現地語SDS/GHSラベル	Globally Harmonized System of Classification and Labeling of Chemicals の略。化学品の分類および表示に関する世界調和システム。化学物質の危険有害性の分類基準や、それを伝達するラベル、SDS(安全データシート)の内容を調和し、世界統一ルールとして提供すること。 ケミカル品輸出の際には各国の現地語でのSDS添付、GHSラベルの貼付が必要となる。	国際的に統一された有害性を示す絵表示が9種類定義されている。 各国毎に法規制の要求事項、許容濃度が違うため、各国毎の最新の制度、法規制に従う必要がある。 各国の参照している関連文書のバージョンが異なる。	○	○	環境情報専門委員会
2	China	中国CCC	中国の認証制度。入力電力が36V以上で強制品目リストに挙がっているものが対象(漏電ブレーカー、ケーブルなどが対象)。対象となる部品は中国国内での販売が禁止。 認証品にはCCCマークを表示する。		○	○	EMC・安全法規制専門委員会
3	China	改正中国版RoHS (電器電子製品有害物質使用制限管理弁法)	施行日: 2016年7月1日 対象製品: 中国国内で生産、販売、輸入を行う電器電子製品 対象物質: 1. 鉛およびその化合物 2. 水銀およびその化合物 3. カドミウムおよびその化合物 4. 六価クロム化合物 5. ポリ臭化ジブチル(PBB) 6. ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE) 要求事項: ・環境保護使用期限の表示 ・製品中の有害物質名称、含有量の明記	2016年1月21日、中国の工業情報化部から中国RoHSの改正版が公布された。改正法の名称は「電子情報製品汚染制御管理弁法」から「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」に変わり、白物家電も対象となった。同時に「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」の解説も発行された。	○	○	環境情報専門委員会
4	China	中国REACH (新化学物質環境管理弁法)	2010年10月15日施行。 新規化学物質に適用。新規化学物質とは、「現有化学物質名録」に記載されていない物質。(2013年1月に2013版発布) 既存化学物質には適用しない。 新規化学物質として登録後5年間は「現有化学物質名録」には記載されない。 1. 新規化学物質の「申告」義務 ① 通常申告 年間1t以上の場合、等級により要求される試験データが異なる。 1級年間10t未満 2級年間100t未満 3級1000t未満 4級10000t未満 ② 簡易申告 年間1t未満 ③ 科学研究記録届出申告 年間1t未満の場合あるいは生態毒性試験のためのサンプル輸入。 ④ 生態毒性試験データ要求事項 通常申告、簡易申告でも中国の試験生物を用いて試験データ提示。 3. ポリマーの扱い 新規モノマーが2%以上のポリマーについて通常申告の義務。	「現有化学物質名録」による確認は各社の判断による。 42342種類の物質のCAS番号、分子式を示しています。	○	○	環境情報専門委員会
5	China	中国WEEE (廃棄電器電子製品回収処理管理弁法)	・目的 資源の総合利用、循環経済発展の促進、環境の保護、人体の健康の保障 ・公布日/施行日 公布日: 2009年2月29日、施行日: 2011年1月1日 ・要求事項と仕組み 対象製品の製造・輸入時に、リサイクル費用が徴収される。 徴収したリサイクル費用は、廃棄電器電子製品処理基金(リサイクル基金)が管理し、リサイクル事業者の補助金となる。 ・対象製品:( )内は1台当りのリサイクル費用 テレビ(13元)、冷蔵庫(12元)、洗濯機(7元)、エアコン(7元)、パソコン(10元)	2015年2月9日、中国の発展改革委員会から、対象製品追加の公告が出された。 追加された製品は、レンジフード、電気給湯器、ガス給湯器、プリンタ、複写機、ファクシミリ、モニター、モバイル通信端末、電話機で、合計14品目となる。 施行日は、2016年3月1日からである。	×	○	環境情報専門委員会
6	China	エネルギー効率規制 GB 18613-2012	GB3級(IE2相当)以下のモーターの使用の禁止 ① 機械に組み込まれたモーターも規制の対象となる。 ② 完全にモーターが機械に組み込まれて、銘板が見えないようなものは対象外である。(例: 冷蔵庫のコンプレッサのモーター。ただし、空気圧縮機でもカバーを開ければわかるものは対象となる。) ③ 自社工場の生産設備を中国へ移設するようなケース(販売しなくても)でも輸入するのでは規制の対象となる。 ※一般社団法人日本電機工業会 電動機業務専門委員会の報告書2012/9/24「中国のモーターエネルギー消費効率規制について」から引用。 GB2級(IE3クラス)規制適用予定 2016年9月: 0.75kW以上、2017年9月: 0.75kW以上	認証ラベルの貼付が必須となり、認証されるのは、中国の一般商用電源電圧に限定される可能性がある。 2016/10/1よりラベルの規制が改正/施行される。 ラベル上に中国版のトップランナー制度のマーク記載が盛り込まれているが、モーターのトップランナー規制がまだ発行されていない。	△	○	エネルギー効率利用専門委員会
7	China	エネルギー効率規制 【小電力電動機のエネルギー効率 限定値およびエネルギー効率等 級】	この規格は、目標エネルギー効率の値を評価するため、小型インダクションモーターのエネルギー効率定格、及び試験方法を指定する。この規格は690V以下50Hzに適用される。 装置などに組み込まれたモータを含め、エネルギー効率等級3級(IE2相当)以上を満足する必要がある。	ラベル貼付の実施規則は発行されていない。 ラベル貼付は不要。	△	○	エネルギー効率利用専門委員会
8	EU	RoHS指令(2011/65/EU) Directive of the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment	電気・電子機器における鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ジブチル(PBB)、ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)の使用を禁止。 許容濃度は均質物質あたりカドミウムが0.01重量%、その他が0.1重量%。 RoHS指令への適合性評価の実施する。 適合宣言書及び適合の根拠を明示する技術文書の作成(10年間保管)。 適合している製品には、CEマークを貼付する。 対象製品カテゴリーは以下の通り。 1) 大型家庭用電気製品(冷蔵庫、洗濯機など) 2) 小型家庭用電気製品(掃除機、アイロンなど) 3) 情報技術、電気通信機器(パソコン、電話など) 4) 消費者用機器(ラジオカセット、ビデオカメラなど) 5) 照明機器 6) 電気・電子工具 7) 玩具など 8) 医療関連機器(2014年から、体外診断用医療機器は2016年から) 9) 監視・制御機器(2014年から、工業用は2017年から) 10) 自動販売機など 11) その他の電気・電子機器(2019年から、) ※2019年から、PbEHP、BBP、DBP、DIBP)が禁止物質に追加される。(カテゴリー8、9は2021年から。)	以下の製品は適用範囲外。 a) 兵器・武器 b) 宇宙に送ることを目的として設計された機器 c) 他の適用範囲外の製品に組み込まれる専用の機器 d) 大型据付式産業用工具(LSSIT) e) 大型固定設備(LSFI) f) 人または貨物の輸送手段(電動二輪車を除く) g) 工事、建設用などの可搬機械 h) 電動型補入込み型医療機器 i) 太陽光発電システム用の太陽電池パネル j) 研究開発目的でのみ入手可能なもの 半導体製造装置をLSSITとして適用範囲外とするかは、各社の判断による。	○	○	環境情報専門委員会
9	EU	WEEE指令(2012/19/EU) Directive of waste electrical and electronic equipment	幅広い品目を対象に、各メーカーに自社製品の回収/リサイクル費用を負担させるもの。 特定のマーク(ゴミ箱に×印)を製品に添付する。 1) 大型家庭用電気製品(冷蔵庫、洗濯機など) 2) 小型家庭用電気製品(掃除機、アイロンなど) 3) 情報技術、電気通信機器(パソコン、電話など) 4) 消費者用機器(ラジオカセット、ビデオカメラなど) 5) 照明機器 6) 電気・電子工具 7) 玩具など 8) 医療関連機器(移植用と感染性装置は除外) 9) 監視・制御機器 10) 自動販売機など	正当な理由があつて、EU域外に出さなければならない場合(修理など)のラベルが明確でない。 以下の製品は適用範囲外。 a) 兵器・武器 b) 宇宙に送ることを目的として設計された機器 c) 他の適用範囲外の製品に組み込まれる専用の機器 d) 大型据付式産業用工具(LSSIT) e) 大型固定設備(LSFI) f) 人または貨物の輸送手段(電動二輪車を除く) g) 工事、建設用などの可搬機械 h) 研究開発目的でのみ入手可能なもの i) 使用済みとなる前に感染が予想される場合の医療用機器および体外診断装置および移植用医療機器 j) フラットボール	○	○	環境情報専門委員会
10	EU	低電圧指令(2014/35/EU) Low Voltage Directive	電気機器(AC50V~AC1000V/DC75V~1500V)の安全要求、整合規格に沿った安全設計。 製品と製品に組み込むコンポーネントの個々が対象となる。 ① CEマーキングの製品への表示 ② EC適合宣言書の作成 ③ 技術文書の作成と保管(リスクアセスメント結果を含む) ※機械指令を適用する製品は低電圧指令を宣言しない。 【要求事項】 主な要求事項として、構成部品の選択、絶縁距離の設定、アースの取り方、ハウジングの剛性、磁性材料の選択、銘板表示、温度上昇、漏れ電流等、感電・火災の危険に関連した規定内容となる。		○	△	EMC・安全法規制専門委員会
11	EU	機械指令(2006/42/EC) Machinery Directive	機械の安全要求、整合規格に沿った安全設計。 ① CEマーキングの製品への表示 ② EC適合宣言書の作成 ③ 技術文書の作成と保管(リスクアセスメント結果を含む) ④ エンガルの現地語対応 ※完成品でないためCEマーキングを表示しない部分的に完成された機械は、組み込み宣言書を用いる。 【要求事項】 機械指令にて取り上げられる危険には、機械的可動部による人体の損傷、感電、火災、電磁波、薬液、圧力、振動作等の市川範囲が規定されており、それら危険に対するリスク度合いの検証とリスク度合いに応じた安全対策を行うことが求められている。		○	○	EMC・安全法規制専門委員会

No	地域	法律	目的/要求事項	特記事項	影響度	緊急度	担当委員会
12	EU	圧力機器指令(2014/68/EU)	1. 適用範囲 最大許容圧力PSが0.5barを超える圧力機器、およびアセンブリの設計、製造、および適合評価に適用 圧力機器には、容器、配管、安全機器(安全弁等)、圧力アクセサリが含まれる。 (詳細は指令の第1条を参照) 2. 要求事項 1) 下記の情報を基に付属書IIの適合評価表を使ってカテゴリを決定する。 ・ガス、液体の蒸気圧、温度、および危険性 ・容器 ・配管の径 ・最大許容圧力PS 2) カテゴリに従った適合評価手順(モジュール)を適用する 3) 付属書I必須安全要求事項に適合している事を示す技術文章を作成する 4) 適合宣言を添付する。 5) OEEマークを貼付ける。 6) 適合宣言書のコピーと技術文書を生産終了後、10年間保管する。	1. カテゴリと適用モジュール(詳細は指令の付属書II、と付属書IIIを参照) カテゴリ毎に適用モジュールは異なる 2. 適用除外(詳細は指令の第1条、2を参照) カテゴリに分類され、機械指令や低電圧指令によって取り扱われる機器	△	○	EMC-安全法規制専門委員会
13	EU	REACH規則(EC) No 1907/2006 Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals	化学物質の登録、評価、認可および制限に関する規制。 対象: EU域内で製造、輸入されるもの、成形品に含まれるものとして上市させるものなど、あらゆる物質が対象。 義務: ① 物質そのもの、調剤に含まれる物質(6条) 年間1トン以上製造または輸入する場合には、欧州化学物質庁(ECHA)に届出、登録が必要。 ② 成形品に含まれる物質(7条) ③ 成形品に含まれる意図的に放出される物質が、年間1トン以上の場合には(1)と同じ登録義務がある。 ④ 高懸念物質(SVHC)を成形品中に0.1重量%以上含む、この物質が年間1トン以上になる場合は、欧州化学物質庁への届け出 義務がある。 ⑤ 高懸念物質が1トン未満の場合でも、顧客や消費者から請求があった場合には、請求があった日から45日以内に当該成形品を安全に使用できるのに十分な情報を伝達する義務がある。	成形品に含まれる意図的に放出される物質とは、ボールペンのインクなどを指す。 半導体業界では、特に②③の対応に注意が必要。 製品によっては、出荷量から②④への配慮も必要。	○	○	環境情報専門委員会
14	EU	殺生物性製品規則((EU) No 528/2012) the making available on the market and use of biocidal products	殺生物性製品(殺虫剤など)とTreated Article(冷却水添加用防藻剤、抗菌処理済み製品、防腐剤入り塗料など)をEU域内へ輸出するには、欧州連合/審査プログラムによる認可、活性物質の承認、ラベルの表示が必要。	BPD(Biocidal Products Directive)-有害生物の駆除剤を中心とした化学、薬剤の製造企業への規制(2013年9月運用開始)にBPR(Biocidal Products Regulation): BPDにTreated Articleが追加され、殺菌・防腐処理などを意図的に取り込んだ物質や製品も本規則の対象となった。近年、危険物質の段階的排除に向けた活動として、消毒剤、木材の防腐剤など対象の見直しを2024年を期して進めている。また、違反に対する制裁規定を新たに定め「第1次化学製品裁令改正令」、遵守の強化を図っている。	△	○	環境情報専門委員会
15	EU	エネルギー関連製品に対するエコデザイン要求事項設定のための枠組み構築 ErP Framework Directive	ライフサイクルを通じ、製品の環境パフォーマンス改善が目的。 製品のライフサイクル、エコデザインでは、「素材製造」、「流通」、「使用」、「廃棄・リサイクル」の全てのライフステージを考慮する。ライフサイクル思考(Environmental Life-Cycle Thinking)が原則。 対象範囲は、使用中にエネルギー消費に影響を及ぼすあらゆる「製品(最終製品)」で、環境パフォーマンスを個別に評価出来る「部品」注)輸送手段(車や飛行機)は適用範囲外。	製品群(Lot)ごとに、具体的な規制内容(基準値)が順次採択・発効。 「枠組み指令」のため、基準値などは、ErP指令には盛り込まれていない。規制内容は、実施措置(Implementing Measures)又は、自主規制措置(Self-Regulation Measures)として法制化。注) Lotごとに規制(Regulation)に。	△	○	エネルギー効率利用専門委員会
16	EU	ファン効率規制 ErP Fans driven by motors COMMISSION REGULATION (EU) No. 327/2011	125Wから500kWの電動ファンについての効率規制。 2013/1/1 から 効率レベル 13~61、 2015/1/1 から 効率レベル 21~64で施行。	・自己宣言 ・CEマーキング ・効率値、カテゴリへの表示。	×	○	エネルギー効率利用専門委員会
17	EU	指向性ランプ、LED効率規制 ErP Tertiary Lighting Regulation COMMISSION REGULATION (EC) No.1194/2012	指向性ランプ、LED(照明用として次の通り施行。 2013/9/1 から 効率レベル Stage1 2014/9/1 から 効率レベル Stage2 2016/9/1 から 効率レベル Stage3 指向性ランプ、LED(照明以外の用途)として 2013/9/1 から色度、用途、仕様の記載を要求	・自己宣言 ・CEマーキング ・「照明以外の用途」の場合は用途の表示。	△	○	エネルギー効率利用専門委員会
18	EU	三相インダクションモーター効率規制 ErP Three Phase Motor Regulation COMMISSION REGULATION (EC) No.640/2009	0.75kW以上の三相インダクションモーターとして運転ができるものはすべて対象。 2011/6からIE2で導入、2017/1から規制レベルがIE3またはIE2+インバータ駆動に格上げ。	・自己宣言 ・機器表示義務 IEコード、効率値等	△	○	エネルギー効率利用専門委員会
19	EU	電力変圧器に対する消費エネルギーの抑制を図るための規制 ErP Transformer Regulation COMMISSION REGULATION (EU) No.348/2014	小型、中型、大型別に効率化レベルが規定され2015/7/1から施行され2021/7/1に効率レベルが引き上げられる。(小型は効率レベルの要求なし) ・小型-電圧: ~1.1kV または 容量: ~1kVA ・中型-電圧: 1.1kV~36kV または 容量: 1kVA~40MVA ・大型-電圧: 36kV~ または 容量: 40MVA以上	・自己宣言 ・機器表示義務がある 小型 中型、大型 定格、負荷損、無負荷損、etc. Peak Efficiency Index etc	△	△	エネルギー効率利用専門委員会
20	EU	CLP規則 Classification, Labelling and Packaging of substances and mixtures REGULATION (EC) No 1272/2008	(概要) EU加盟諸国において上市される物質および混合物のGHS分類、包装、表示に関して定めた規則。 (分類の義務) EU域内の製造者または輸入者は、EU域内で上市する物質または混合物を上市前に分類しなければならない。 (包装の義務) 物質または混合物の供給者は、以下のように包装されていることを確実にしなければならない。 ・危険有害性のある物質または混合物を入れる包装材は、内容物が漏出ししないような設計・材料であること。 ・所定の危険有害性のある物質および混合物を一般公衆に供給する場合、包装材に子供には開けられない留め具および警告を備えなければならない。 (表示の義務) EU域内の製造者または輸入者は、EU域内で上市する前に、危険有害性があると分類される物質または混合物について、危険有害性の表示(ラベル表示)をしなければならない。	化学品を輸出する企業は対応の必要がある。	△	○	環境情報専門委員会
21	EU	Fガス規則 Certain Fluorinated Greenhouse Gases REGULATION (EC) No 517/2014 適合宣言書 Commission Implementing Regulation (EU) 2016/879	EUのFガス削減のための規制として2007年7月より施行。⇒2014年に改訂(規制強化) 目的はFガス類(HFCs、PFCs、SF6)使用製品からのFガス放出の低減。また、特定のFガス使用製品(例: 冷凍機(チラー等)、許火システム、消火器、ヘアケア内のSF6、ダイヤル漏れ対策用SF6、エアバルブなど)はEUでの上市禁止。 ・2015年から2030年までに、段階的に79%まで削減。 ・2015年から割り当ての範囲を超えるF-GasのEUへ持ち込み禁止。(EU当局へ割り当て申請の必要あり) ・2017年1月1日から割り当ての範囲を超えるHFC搭載製品について、事前充填禁止。 ⇒事前充填出荷の場合、割り当てを取得しているFガスメーカー(EU内)から、Authorizationの取得(購入)し、出荷装置毎に適合宣言書を発行する必要あり。 ⇒Authorizationの取得は、Importerのみができる。(顧客がImporterの場合、顧客へ相談要) ※適合宣言書発行については、左のImplementing Regulation参照 ・2020年1月1日からGWP(地球温暖化係数)2500以上のHFCは、上市禁止。(使用目的が-50℃以下のプロセスの場合、適用除外) ・2020年1月1日からGWP2500以上で、搭載量40 CO2-トン以上のF-Gas搭載の据付型冷凍機器類において、サービス及びメンテナンス禁止。 Fガスの使用製品においては定期点検(漏れ検査)、修理後点検、冷媒量・種類・追加冷媒量・点検/修業時の回収量等の記録、据付業者や漏れ検査作業員の技能訓練や資格認定、製品へのラベルの義務化。 ⇒2017年1月1日から、GWP値及び、CO2換算量を表示。また、"Hermetically sealed"の場合、ラベルに記載。	半導体製造過程のETCHング工程等に該ガスが使用されている場合は、半導体製造装置に対しても対象となる。 半導体製造装置の附属設備ではチラー(冷凍機搭載)が対象となる。 旧規制No.842/2006は2014年末で廃止された。	△	○	環境情報専門委員会
22	EU	電池指令(2006/66/EC) batteries and accumulators and waste batteries and accumulators	・電池および蓄電池への0.0005重量%(ボタン電池は2重量%)を超える水銀の含有禁止。 ・ボタン電池および蓄電池への0.002重量%を超えるカドミウム含有禁止。(非常用、医療用、コードレス電動工具を除く) ・「電池を容易に取り外せるように機器を設計すること」および「電池・蓄電池が組み込まれた装置は、それらの安全な取り外し方を説明する取扱説明書を備えること」を義務付ける。(安全、性能、医療、データ保全の理由により、継続的な電源供給が必要で、装置と電池・蓄電池の恒常的な接続が必要なものを除く) 電池指令の一部を改正する指令2013/56/EU ・ボタン電池の水銀も2015年10月1日以降は0.0005重量%以下に制限される。(補聴器用ボタン電池については2014年10月1日までに欧州委員会が入手可能性についてのレポートを提出し、適用除外延長の検討を行う) ・コードレス電動工具用電池のカドミウム含有制限からの除外を2016年12月31日までとする。		○	○	環境情報専門委員会

No	地域	法律	目的/要求事項	特記事項	影響度	緊急度	担当委員会
23	EU	EMC指令(2014/30/EU) EMC Directive	整合規格に沿ったEMI、EMSの評価・設計 製品と製品に組み込むコンポーネントの種々が対象となる。 製造者や輸入業者、流通業者を含めた責任の明確化と強化 放送電磁界は、併用時に実現 ①CEマーキングの製品への表示 ②ECo適合宣言書の作成 ③取扱説明書の作成 ④技術文書の作成と保管		○	△	EMC・安全法規制専門委員会
24	EU	紛争鉱物 Conflict Minerals Regulation	2014年3月5日、欧州委員会は紛争地域産鉱物の責任ある取引に関する統合アプローチ案を公表、2015年5月、欧州議会は修正案を採択。 対象製品: 金、スズ、タンタル、タングステンの鉱石、精鉱、未加工金属(バー、ロッド、ワイヤー等) 対象地域: 武力紛争状態にある地域、紛争後の不安定地域 対象者: 対象製品のEUの輸入業者(製錬業者等含む)、EU域内のサプライチェーンの川下企業 対象者の義務: ①輸入業者はデュー・デリジェンスを実施。 ②輸入業者の情報開示 ③川下企業、デュー・デリジェンスに関する情報提供			△	環境情報専門委員会
25	EU	コンピュータ効率規制 COMMISSION REGULATION (EU) No 617/2013	1) 規制発効時(施行と同時) Lot 6相当の要件(0.50W以下のモード、スリープ以下の電力管理機能) 2) 第1段階(2014年7月1日より) TEC値はENERGY STAR Ver5.0よりも若干厳しい(0.9倍)など 3) 第2段階(2016年1月1日より) TEC値はENERGY STAR Ver5.0よりも厳しい(0.75倍)など ⇒コンピュータの技術要件は、TEC値(年間総エネルギー消費量[kWh/年]・E・TEC)、スリープ電力、低電力モード電力、オフ電力、内部電源効率、パワーマネージメント機能など、全て基準を満たすこと。 ⇒小型サーバー、コンピュータサーバーなどの技術要件は内部電源効率に限定。	『制御用、組込用コンピュータ、コンピュータサーバは対象外。』 Lot 3規制(EU/No 617/2013)の本文(2)に「オフィス機器に関する実施措置を導入する」とあり、規制採択の前段にあるのは、「オフィス機器」(最終製品)としてのコンピュータおよびコンピュータサーバと記されていると読めるため。	×	○	エネルギー効率利用専門委員会
26	Korea	化学物質登録及び評価に関する法律	化学物質とこれを含まれた製品を管理する目的で定められた法律で、国内で製造・輸入される全ての新規化学物質と年間1ton以上の登録対象の既存化学物質に対して登録及び審査・評価部分の報告に含められている有害化学物質の申告及び危害の恐れがある製品の安全・表示の基準遵守に付られている。	・既存化学物質518種(1ton以上/年)の製造・輸入者は事前に、化学物質の登録が必要。 ・1ton未満/年でも、人の健康及び環境へのリスクが高いものは、登録が必要。 ・登録対象既存化学物質は、3年毎に指定・公表され、届出の日付から3年間は登録不要で製造・輸入が可能。	△	○	環境情報専門委員会
27	Korea	化学物質管理法	化学物質の体系的な管理と化学事故の予防を通して国民の健康及び環境を保護する目的で定められた法律で次のように分けられている。 ①化学物質について統計調査及び情報体系構築 ②有害化学物質の取扱及び設置・運用基準の具体化等の安全管理強化 ③事故対比物質の管理強化 ④化学事故の発生時、即時申告義務の付与 ⑤化学事故の海外影響評価制度及び産業許可制の新設等を通して有害化学物質の予防管理体系の強化 ⑥現場調査官の派遣等の化学事故の対比・対応		△	△	環境情報専門委員会
28	Korea	KC/KCS	KC: EMCの要求でヨーロッパのCEマーキングとほぼ同じ製品群に適用され、産業機器にも適用される。 KCS: ロボットに適用される安全規格で、適用範囲は限定される。 ・ガントリータイプのロボットに非適用であるが、多軸ロボットには適用される。	KCマークとなって、法規制解釈が変更となったが、韓国ユーザー自身が理解していないケースもあるので、第3者機関へ確認することを推奨する。	○	○	EMC・安全法規制専門委員会
29	Korea	Motor Regulation KS C 4202	2011/1~ 対象: 0.75~200kW(2.4極)、0.75~160kW(6極)、 0.75~110kW(8極) 規制: IE2 IE3クラス規制適用予定 ・2015年10月37kW以上200kW未満 ・2016年10月200kW以上375kW以下 ・2018年10月0.75kW以上37kW未満	認証制度があり、認証ラベルの貼付が必要。認定番号や効率率値の表示も必要。	△	○	エネルギー効率利用専門委員会
30	Taiwan	毒性化学物質管理法 (新化学物質及び既存化学物質 資料登録弁法)	既存化学物質リスト以外の新規化学物質申告規定を追加するもの。 1) 対象物質: 既存化学物質リストにない化学物質 2) 申告者: 新規化学物質の製造又は輸入を行おうとする国内外の法人 3) 申告内容: 一般新化学物質、CMR、低懸念ポリマーで登録方法が異なる 例: 一般新化学物質 少量登録 ~100kg/y未満 登録人および物質識別の基本情報、物質製造、用途および暴露情報 簡易登録 100kg~1t/y未満 少量登録+有害性分類および表示、安全使用情報、物理化学特性 標準登録 1t~1000t/y未満 簡易登録+健康毒理情報、生態毒理情報	①営業秘密等でCAS.No.が開示されない場合は化学物質メーカー側から直接、届出してもらう必要あり。その届出情報場合は情報保護される。また、その場合は台湾内に連絡人が必要。 ②届出漏れなどで、既存物質として登録されなかった場合は新規化学物質としての取扱を受ける。	△	○	環境情報専門委員会
31	Taiwan	職業安全衛生法 (新化学物質登記管理弁法)	職業災害を防ぎかつ労働者の安全および健康を保障するために制定されている。 1) 対象物質: 中央主管機構がウェブサイト上で公表した化学物質リストに記載されていない物質が新化学物質 2) 申告者: 国内で設立している会社 3) 申告内容: 一般新化学物質、CMR、科学研究、低懸念ポリマーで登録方法が異なる 例: 一般新化学物質 少量登録 ~100kg/y未満 登録人および物質識別の基本情報、物質製造、用途および暴露情報 簡易登録 100kg~1t/y未満 少量登録+有害性分類および表示、安全使用情報、物理化学特性 標準登録 10t~100t/y未満 簡易登録+健康毒理情報、有害性評価、暴露評価 標準登録 100t~1000t/y未満 簡易登録+健康毒理情報、有害性評価、暴露評価+リスク評価 標準登録 1000t~ /y 簡易登録+健康毒理情報、有害性評価、暴露評価+リスク評価	以下のいずれが該当する場合、本登記弁法は適用されない。 ・天然の物質 ・試運転する機械あるいは設備に伴う化学物質 ・反応槽内あるいは製造プロセス中の化学反応による分離できない中間体 ・国防目的の化学物質 ・税関監督管理下の化学物質 ・廃棄物 ・商業用途ではない副産物あるいは不純物 ・混合物。ただし、混合物中の個別の化学組成は本登記弁法に適用 ・成形品 ・2%ルールに適用のポリマー ・他の法律で所管される化学物質。	△	○	環境情報専門委員会
32	Taiwan	BSMI	半導体製造装置に付属される一般市販のLCDモニターやキーボード、マウスといった情報処理装置および付属品はBSMIの対象となる。 なお非対象製品である産業機器の製品内部へ搭載し単独使用できない場合は非対象となりますが、保守部材単位での発送時には対象になる可能性がある。(HSコードで対象/非対象を判断)	P/C類が付属される製品で、単独で使用する製品構成の場合には注意	△	○	EMC・安全法規制専門委員会
33	U.S.	紛争鉱物 Conflict Minerals Regulation	2010年7月21日に成立した金融規制改革法(ドッド・フランク法)の第1502条に規定。目的: 1996年以来国内紛争が絶えないコンゴ民主共和国の武装集団の資金源を絶つこと。 要求事項: 米国内に上場している企業であって、コンゴ民主共和国及びその周辺国産の紛争鉱物(金、スズ、タンタル、タングステン)を生産または委託生産される製品の「機能又は生産に必要」である企業に対し、当該紛争鉱物の原産国や当該紛争鉱物の購入・使用が武装勢力の資金源となり紛争地域での人権侵害等に寄与していないことを確認するため、SECに紛争鉱物使用状況に関する情報を開示する事を義務づけ。	米国上場企業は、1月1日~12月31日を対象として、毎年5月31日までにSEC(米国証券取引委員会)に報告書を提出する必要がある。	○	○	環境情報専門委員会
34	U.S.	TSCA Toxic Substances Control Act (有害物質規制法)	目的: 有害な化学物質が人の健康または環境に不当なリスクを及ぼすのを防止する 所管当局: 環境保護庁(EPA) 定義: 特定の分子の特性を有する有機又は無機物質(第3条(2)) (農業、食品、医薬品、化粧品及び医療機器は対象外) TSCA(インベントリー) 商業目的のために米国で製造、輸入又は加工される化学物質の最新リストをEPAが作成し、保管する。 届出者: 米国内で商業目的のために新規化学物質を製造(輸入を含む)することを意図する米国内の製造事業者 届出等の種類: 製造前届出(PMN)、試験販売免除(TME)申請、少量免除(LVE)届出等 新規届出制度の概要 TSCA(インベントリー)に記載されていない新規化学物質を10t以上製造しようとするものは、PMNを90日前にEPAに届け出なければならず、90日経過後、EPAより規制措置がない場合は、届出者は、その化学物質を製造又は輸入できる。 製造又は輸入の開始届(NOC): 商業目的のために新規化学物質を製造した者は、製造開始後30日以内に、EPAにNOCを提出しなければならない。 (製造前届出(PMN)の審査が完了した物質はインベントリーに収録に適合し、製造事業者又は輸入事業者が製造又は輸入の開始届出(NOC)を提出すると、EPAは当該物質をインベントリーに収録し、その物質は既存化学物質となる。)	輸入業者は有害物質の輸入に際して、「貨物がTSCAの規制または命令に適合していること(ポジティブ証明)」または、「貨物がTSCAの対象外であること(ネガティブ証明)」を示す陳述証明書(米国防務省環境保護局(CBP)に提出しなければならない)。 下記: JETRO URL参照 https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-010115.html 議会によるTSCAの改正検討が進められている。	△	○	環境情報専門委員会

No	地域	法律	目的/要求事項	特記事項	影響度	緊急度	担当委員会
35	U.S.	米バーモント州水銀規制 Title 10.Conservation and Development(第10編:保全と開発) Chapter 164. COMPREHENSIVE MERCURY MANAGEMENT (164章:包括的水銀管理)	2005年改訂(2008年追加) 7104節 届出 2006.7.1以降、水銀添加製品を販売するためには、州当局への届出が必要 7105節 水銀添加製品の販売等の制限 2008.1発効 ペルテックス、体温計(ボタン電池を含むものは除く)、金属水銀等 2007.1.1発効 (a)計器(気圧計、流量計等) (b)計器の禁止は、半導体製造や他の製造業で使用される水銀添加ランプには、適用しない。 (c)2)販売等の禁止は、半導体製造や他の製造業で使用される水銀添加ランプには、適用しない。 7108節 表示 (a)2007.7.1以降、製品とそのパッケージに本節に従った表示のない水銀添加製品を販売することはできない。 (b)本節は、水銀が添加されたボタン型電池、ボタン型電池を含む製品等とそのパッケージには適用しない。 (c)水銀添加構成部品が他の製品に含まれる場合には、構成部品を含む製品、その構成部品及び製品のパッケージに表示しなければならない。	NEMA(米国の電気機器、医療画像機器の団体)によると、バーモント州以外に水銀製品に関する法律を定めている州は、24州あり、下記URLよりその概略を知ることができる。 <a href="http://www.nema.org/Policy/Environmental-Stewardship/mercury/Pages/default.aspx">http://www.nema.org/Policy/Environmental-Stewardship/mercury/Pages/default.aspx</a>	△	○	環境情報専門委員会
36	U.S.	Motor Regulation NEMA MG-1 12-12	2010/12~ 対象:0.75~150kW(1~200HP) 規制:NEMA Premium (IE3)	認証制度があり、認証ラベルの貼付が必要。認定番号や効率率値の表示も必要。	△	○	エネルギー効率利用専門委員会
37	U.S.	米国カリフォルニア州 バッテリー充電システム省エネ規制	2017/01/01~ 対象: バッテリーバックアップ、及び、無停電電源充電器 非消費者向け製品 米カリフォルニア州で販売されるバッテリー充電システム、及び、バッテリー充電機能を持つ装置、且つ、旅行以降に製造されたもの。 要件: ・技術要件: バッテリー容量に応じた“充電時+満充電維持時の24h積算電力量(Wh)”など。 ・表示要件: 充電器の銘板、又は、梱包箱とマニュアルにBCマークを表示。 ・試験/申請: 当局認定の第三者試験所で試験し、加州当局へ申請。 適合しない場合は、カリフォルニア州で販売禁止。	・表示要件: 充電器の銘板、又は、梱包箱とマニュアルにBCマークを表示。 ・試験/申請: 当局認定の第三者試験所で試験し、加州当局へ申請。 適合しない場合は、カリフォルニア州で販売禁止。	○	△	エネルギー効率利用専門委員会
38	U.S.	FDAレーザー規制 RCHSA Radiation Control for Health and Safety Act CFR Title21 Part1040	目的:危険なレベルの電離放射線(レーザー含む)を発生する製品の米国への輸入・販売を規制する 要求事項 レーザー製品またはレーザーを組み込んだ装置を米国に輸出・販売するものは、その製品または装置が21 CFR Part 1040.10の要求事項を満たすことを示す書類をFDAに提出しなければならない。 管轄:FDA U.S. Food and Drug Administration (米国食品医薬品局)	FDAは申請書類を受領し、内容確認後accession numberを申請者へ連絡する。Accession numberは通関時に必要。 申請者は年一回annual reportの提出を要求される。 申請内容、送付先等については、以下のガイドを参照のこと。 <a href="http://www.fda.gov/downloads/AboutFDA/ReportsManualsForms/Forms/UCM081592.pdf">http://www.fda.gov/downloads/AboutFDA/ReportsManualsForms/Forms/UCM081592.pdf</a>	△	○	EMC・安全法規制専門委員会
39	U.S.	電気安全規制 (労働安全衛生基準: 29 Code of Federal Regulation Part 1910 Subpart S等)	労働環境で使用されるものを対象とした電気安全規制。 ①大量生産品:UL規格等に適合させ、認定試験所であるNRTL(UL, CSA等)から認証を取得。 ②非大量生産品:NFPA70, NFPA79等に適合させ、1台毎に州や市の指定機関の適合評価を受けて、ワールドラベルを貼付。	左記②は、州や市によって若干規制内容が異なる場合がある。	○	○	EMC・安全法規制専門委員会
40	U.S.	連邦規制 47 CFR Part 15. 18 FCC(連邦通信委員会)	Part15 サブパートB 無線周波エネルギーを製品内部に持つ機器で、RFエネルギーを意図的に放射されない機器が適用で、デジタル装置、無線受信機、TVインターフェイス機器等が対象 Part15サブパートC 電波放射を目的とする機器が適用で、無線LAN、無線電話等が対象 Part18 産業用、科学、医学などの目的で無線周波エネルギーを局部的に使用する機器(周波数9kHz~3THz範囲)ISM機器(例:工業用加熱装置、超音波利用装置、局部的にRFエネルギーを発生する装置等)	Part15 一般的に情報処理装置に対する規定で、半導体製造装置には適用されないが、製造装置専用でない汎用性があるPC等、IT機器類には必要となる場合がある。しかし、市場からクレームを受けた場合は対応を求められる場合があり対象外装置でも改善を求められる可能性がある Part18 半導体製造装置であっても、ISM機器として位置づける装置は対象となる場合がある	△	○	EMC・安全法規制専門委員会

改訂履歴

Ver	区分	法律	内容
1.1	削除	水銀条約	国際条約であるため、一時削除。国内法が整備されたら、再掲載予定
	変更	中国WEEE	特記事項内の対象製品の変更
	変更	EU 紛争鉱物	影響度を×へ。現時点で、鉱物の輸入業者に限定されているため
1.2	変更	現地語SDS/GHSラベル	補足説明の追加
	変更	中国WEEE	対象製品の追加
	変更	EU RoHS指令	禁止物質の追加
	変更	EU 殺生物性製品規制	補足説明の追加
	変更	EU Fガス規則	2014年改訂版を反映
	変更	EU 紛争鉱物	修正案で川下企業が対象となったため、影響度を△に変更
	変更	Taiwan 毒性化学物質管理法	2つの法律に整理して、記載
	追加	Taiwan 職業安全衛生法	2つの法律に整理して、記載
	変更	U.S. 紛争鉱物	補足説明の追加
	変更	U.S. TSCA	補足説明の追加
1.3	変更	U.S.米バーモント州水銀規制	補足説明の追加
	変更	中国CCC	補足説明の追加
	変更	EU RoHS指令	補足説明の追加
	変更	EU 低電圧指令	補足説明の追加
	変更	EU Fガス規則	補足説明の追加
	変更	EU EMC指令	補足説明の追加
	変更	KOREA 化学物質登録及び評価に関する法律	法律名称修正、補足説明の追加
	追加	korea 化学物質管理法	法律追加
	変更	China エネルギー効率規制 GB 18613-2012	規制適用予定追加、ラベル説明の追加
	変更	China エネルギー効率規制 GB 25958-2010	文言修正、ラベル説明の修正
1.4	変更	EU RoHS指令	適合宣言書及び技術文書の追加、文言修正
	変更	EU WEEE指令	ゴミ箱マーク及び適用外製品の追加
	変更	EU 低電圧指令	低電圧指令2006/95/ECは、2016年4月20日以後に上市される製品は、2014/30/EUとして施行
	変更	EU 殺生物性製品規制	最近の動向を追加
	変更	EU 三相インダクションモーター効率規制	文言修正
	変更	EU Fガス規則	事前充填出荷の説明及び適合宣言書の追加
	変更	EU EMC指令	EMC指令2004/108/ECは、2016年4月20日以後に上市される製品は、2014/30/EUとして施行
	変更	EU 紛争鉱物	欧州議会修正案を反映
	変更	Korea Motor Regulation	規制適用予定の追加
	追加	改正中国RoHS	法律追加
	追加	EU 圧力機器指令	法律追加
	追加	U.S. 米国カリフォルニア州 バッテリー充電システム省エネ規制	法律追加
	追加	U.S. FDAレーザー規制	法律追加
	追加	U.S. 電気安全規制	法律追加
追加	U.S. 連邦規制 47 CFR	法律追加	